

ディスクロージャーワーキング・グループ報告案、公表へ

—金融審議会ディスクロージャーWG

去る6月22日、金融審議会は第8回ディスクロージャーワーキング・グループ(座長・神田秀樹・学習院大学大学院法務研究科教授)を開催した。

今回は、以下の報告案について事務局から説明がされ、それに基づき審議がなされた。

「財務情報」及び「記述情報」

(1) 「財務情報」及び「記述情報」の充実

企業において経営戦略・財務状況・リスク等に関する議論を促し、経営戦略・ビジネスモデル、MD&A、リスク情報、重要な契約、ガバナンスに関する情報等の記述情報の開示の充実を実現していくことが重要である。

(2) 経営戦略・ビジネスモデル
企業の目的と経営戦略、ビジネスモデルについて、取締役・経営陣が積極的に自らコミットしてその見解を示し、経営戦略の実施状況や今後の課題も示しながら、MD&AやKPI、リスク情報とも関連づけて、具体的に充実した説明がされるべきである。

(3) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(MD&A)

MD&Aは、経営者視点からの情報を提供し、経営者の認識が問われる情報であることから、経営のトップレベルが早期から関与し、経営者としての説明責任を果たしていくことが求められる。

(4) リスク情報
経営者視点からみたリスクの重要度順に、発生可能性や時期、事業に与える影響、リスクへの対応策等を含め、企業固有の事情に応じた実効的なリスク情報の開示を促していく必要がある。

(5) 重要な契約
投資家の投資判断や対話において重要であると考えられる契約の内容について、海外の実態を把握しながら、各企業により適切な開示を行うよう促していくことが求められる。

建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供

(1) 役員報酬に係る情報

役員報酬プログラムの開示において、固定報酬、短期の業

績連動報酬、中期の業績連動報酬と短期・中期の業績連動報酬の支給割合、役職ごとの支給額についての考え方を定めている場合にはその内容など、報酬の決定・支給の方法やこれらに関する考え方を具体的に記載することを求めるべきである。

(2) 政策保有株式

資本コストをかけリスクをとって株式を保有する以上、政策保有に関する方針、目的や効果は具体的かつ十分に説明されるべきであり、また合理性を検証する方法や取締役会等における議論の状況についても開示を求めるべきである。

(3) その他のガバナンス情報の充実と提供

「役員の状況を」コーポレート・ガバナンスの状況等」のなかに整理すべきであり、企業統治体制の「概要」については、提出企業の期間設計に応じ、取締役会や委員会等の構成、設置目的、権限を記載すべきである。

情報提供の信頼性・適時性の確保

(1) 会計監査に関する情報

監査役会等による監査人の選任・再任の方針および理由ならびに監査人監査の評価、監査人の監査継続期間、監査業務と非監査業務に区分したネットワークベースの報酬額・業務内容が

開示されるべきである。

(2) 四半期開示

現時点において四半期開示制度を見直すことは行わず、今後、四半期決算短信の開示の自由度を高めるなどの取組みを進めるとともに、財務・非財務情報の開示の状況や適時な企業情報の開示の十分性、海外動向などを

会計

条件付取得対価等に関する改正文案、検討

去る6月15日、企業会計基準委員会では第99回企業結合専門委員会を開催した。

主な検討事項は次のとおり。

企業結合会計基準に係る条件付取得対価の取扱い

対価が返還される場合の条件付取得対価の取扱いについて、これまでの議論をもとに、次のような企業結合会計基準の改正文案が示された。

注視し、必要に応じてそのあり方を検討していく。

今後の進め方

委員からは報告案について基本的に賛成の意見が上がり、これらの意見を踏まえて報告案を一部修正し、取りまとめについては金融審議会総会を経て公表される予定。

27 条件付取得対価の会計処理は、次のように行う。

(1) 将来の業績に依存する条件付取得対価

条件付取得対価が企業結合契約締結後の将来の業績に依存して、追加的に交付又は引渡される場合には、条件付取得対価の交付又は引渡しが確定となり、その時価が合理的に決定可

能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに、企業結合時のれん又は負のれんの全額を再計算し、当該再計算されたのれんの未償却残高が当初のれんの未償却残高より大きいときは、のれん又は負のれんを追加的に認識する。追加的に認識したのれんの金額と追加された支払対価の金額との差額は損益として処理する。

また、条件付取得対価が企業結合契約締結後の将来の業績に依存して返還される場合には、条件付取得対価の返還が確定となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で返還される対価を取得原価から減額するとともに、企業結合時のれん又は負のれんの金額を再計算し、当該再計算されたのれんの未償

却残高が当初ののれんの未償却残高より小さいときは、のれんを減額する。減額されたのれんの金額と返還された対価の金額との差額は損益として処理する。

また、前回の専門委員会(2018年6月1日号(No.1513)情報フラッシュ(参照))において、意見が出された項目に関して、それぞれ次のように事務局案が示された。

- ① 条件付取得対価が、必ずしも「業績」のみに限定されないことを示すことは有用ではないか。
- ↓結論の背景96項に「製品の研究開発段階におけるマイルストーン等」を追加する。
- ② 取得価格の暫定処理についても整理すべきではないか。
- ↓のれんもしくは負ののれんの修正として処理されることが多いと考えられるから特に定めない。

③ 特定の株式または社債の市場価格に依存する条件付取得対価の定義にも対価の返還を受ける場合を追加しなくてよいか。

↓追加しない。

専門委員からは、③について追加しない理由について質問があり、事務局からは「実務の事例が多くないため」と回答がされた。

その他の改正事項

その他の改正事項として、企業結合・事業分離適用指針109項が、平成22年度税制改正において分割型会社分割のみなし事業年度廃止によって空振り規定になっていたため、その削除などが文案として示された。

専門委員からは、「109項の削除にあわせて108項も削除になっているが、この項の記述は実務で参考にすることもあるので、残すことはできないか」との意見が出された。

7月ASAF会議の発言案、検討

ASBJ、ASAF対応専門委員会

去る6月18日、企業会計基準委員会は第69回ASAF対応専門委員会を開催した。

今回は、7月開催のASAF

会議での発言案を審議した。

企業結合、のれんおよび減損

に関する開示の改善

IASBボードは、「各年度に

昭和のアイドル西城秀樹氏が亡くなって以来、「ブーメラン・ストリート」を好んで聞いています。「ブーメラン ブーメラン ブーメラン ブーメラン きつとあなたは戻ってくるだろう」という歌詞やブーメランをイメージさせるようなメロディが印象的な楽曲です。この曲を聞きながら、「大切な人は戻ってこなくても、自分の思いや言動はブーメランのように戻ってくるものだ」と思うことがあります。

カウンセリングや企業のコンサルティングの仕事をしていると、自分の思いや言動がブーメランのように返ってくることを目の当たりにすることがよくあります。言い換えれば、「よい行いをすればよい結果が得られ、悪い行いをすれば悪い結果をもたらす」という因果応報のエピソードを見聞きすることが少なくありません。

同僚のことをいつも気にかけて思いやりを持って声をかけている人は、同僚からも同じようにされるが多く、周囲に感謝の気持ちを持つている人は、周囲から感謝されることが多いようです。しかし、不平不満や悪口ばかりいっている人は、自身を取り巻く状況がいつまでも改善しません。また、他人を

蹴落として出世した人は、役割を超えて心から味方になってくれる仲間がほとんどいません。このように例を挙げればきりがなく、世のなかでは因果応報が存在していると感じていません。つまり、天災や生まれ育った環境などを除けば、ほとんどの場合、よい結果も悪い結果も自らが引き寄せているのです。また、「教えること」や「育てること」にも同様のことがいえます。それらは一方通行、また



し、教えることで教えられているという思いがあるのなら、相互の交流はもっと活発になるでしょうし、相手は自分の存在が役に立っていると感じ、もっといきいきとした様子で育っていくでしょう。

これは親も同じだと思えます。自分が育てる側であり、子どもは育てられる側であると線引きしてしまうことで、子育ては窮屈でつらいものとなり、子どもの気持ちがわからなくなるのではないのでしょうか。教えることで教わっている、育てることで育てられている、そんな当たり前のことを私たちは忘れがちなのかもしれません。

このように考えると、私たちの幸・不幸は自分が投げたブーメランによって規定されていることが少なくないといえそうです。自分で投げて自分でキャッチするとわかってはいるのならば、よい結果をもたらす幸せなブーメランを投げたいものです。幸せなブーメランをキャッチしたとき、「ブーメラン ブーメラン ブーメラン ブーメラン きつとあなたがしたことが戻ってくるだろう」という替え歌が頭のなかに流れて、「ヒデキ感激！」と叫んでしまうかもしれません。(メンタルクリエイター 江口毅)

おける過去の企業結合ごとののれんの内訳」「各年度における減損テストのためにのれんが配分されている資金生成単位のヘッドルームに関する情報」等の開示の導入について検討することを暫定決定した。

これに関して、「ヘッドルームの開示は企業に自己創設のれんを計算および報告させることにつながり、財務報告の目的を超える要求事項となる点で支持しない」との発言案をASBJ事務局は示した。

さらに、IASBスタッフは次の①～③を追加的な開示として検討している。

- ① 企業結合後の最初の数年間における取得した事業の収益および営業利益の金額
- ② 各企業結合において引き受けた負債に関する情報
- ③ 取得した事業の営業利益を基礎とする実効税率

これに関して、「財務諸表利用者のニーズを満たす可能性はあるが、実行可能性と作成者のコストについて慎重に分析する必要がある」との発言案をASBJ事務局は示した。

IASBは、2018年3月のIASBボード会議において、的を絞った基準レベルの

レビューを行うことを暫定決定し、開示に関する要求事項の開発および文案作成の際にIASBが使用するためのガイダンスを開発することとされた。そして、IASBスタッフは、IASBのためのガイダンスを次の3つのステップに分けて開発するアプローチを示している。

- 【ステップ①】 IASBが開示目的をどのように用いるのか
- 【ステップ②】 開示目的および開示要求の内容を開発する際のプロセス
- 【ステップ③】 開示要求の文案の作成

今回のASAF会議に向けて、このステップ①・②に関する次の質問事項が提示されており、ASAFメンバーの助言を求めることが予定されている。

- 【ステップ①】 個別の具体的な開示目的を開発することに資する利害関係者との協議について、その効果を最大化させるための方法に関するIASBボードへの提案はあるか
- 【ステップ②】 開示目的および開示要求の内容を開発する際のプロセスについてIASBボードへの提案はあるか

これらの質問事項について、ASBJ事務局は次のような発言案を検討している。

- 【ステップ①】 開示目的を踏まえた判断の行使を企業に期待する場合には、開示を要求する

基準改正の意見募集文案、検討

IASBJ、金融商品専門委

去る6月20日、企業会計基準委員会は第129回金融商品専門委員会を開催した。

主な検討事項は次のとおり。

金融商品に関する会計基準の改正についての意見募集文案の文案検討

国際的な会計基準との整合性を図る取組みにおいて、金融商品会計の開発に着手するか否かを決定する前の段階で、適用上の課題とプロジェクトの進め方に関する意見を幅広く把握するために、意見募集を行う方向性が示されている。

今回は、その意見募集文案の文案が示され、検討された。

(1) 論点・課題と質問事項

文案では、金融商品の分類および測定、金融資産の減損、ヘッジ会計の3つの分野について、ノンリサイクリング処理などの11の論点が示された。

理由と開示される情報の使用方法について、より具体的な開示目的を示す必要がある

【ステップ②】 実際に満たしているのかどうか判断が難しいような開示要求は基準開発段階で排除されるようにすべき

会計

また、別紙としてIFRSおよび米国会計基準について識別している適用上の課題がまとめられている。

これらの論点や課題をもとに、次の7つの質問項目が示されている。

- Q1 回答者の属性
- Q2 金融商品会計基準の改正の意義
- Q3 プロジェクトにおいて検討する範囲
- Q4 その他の関連する事項
- Q5 識別された論点および適用上の課題

用上の課題

11項目の論点や別紙の課題の分析について、意見があるか

Q6 開示

現時点で意見はあるか

Q7 その他

(2) 専門委員の意見

専門委員からは「意見だけではなく、回答者のニーズを聞く質問もつけてほしい」「この文案だと、基準や実務に詳しい作成者からの意見が多く集まるのではないかと。利用者からも有用な意見を得るために工夫をすべき」といった意見が聞かれた。

(3) 親委員会での審議

6月21日に開催された第387回企業会計基準委員会でも審議が行われ、委員からは「海外の利用者からの意見も収集できないか」との意見があった。

公正価値測定のガイダンス・開示

(1) 検討内容

時価の定義・ガイダンスに関する会計基準案および適用指針案の文案が検討された。

第127回金融商品専門委員会(2018年6月10日(No.1514)情報フラッシュ参照)で検討された意見を踏まえて修正された本文の文案に加えて、新たに、会計基準案および適用指針案の結論の背景についての文案も示された。

また、適用対象企業について、前回(2018年6月20日(No.1515)情報フラッシュ(参照))出された意見をもとに次のような追加的分析が示された。

- ① 公正価値のレベル等の全般
的な開示項目
 - (i) 一般事業会社のなかで金融業を営む企業については、たとえば、金融業に係る報告セグメントを開示している企業等を対象とする。
 - (ii) 金融業を営まないものの金融商品を大量に保有する一般事業会社については、対象企業には含めない。
- ② レベル3を対象とする開示項目
 - (i) 注記を省略できる重要性の判断において、貸借対照表において、時価評価されるレベル3の金融商品の残高と企業等の純資産の額を比較する規定を設ける(一定の閾値を設けるか

否かが派生論点となる。
(ii) 非上場株式については、日本基準を基礎として開示の対象とする適用企業を定める。

(2) 専門委員の意見

専門委員からは、「②(i)で、レベル3の残高と純資産を比較して重要性を判断するのは、違和感はない」という意見が出た一方、「レベル3は残高ではなく保有する金融商品の性質で判断すべきではないか」との反対意見があった。
(3) 親委員会での検討
6月21日に開催された第387回企業会計基準委員会でも審議が行われ、委員からは「事業会社がレベル3開示をした場合、どのくらい実務的な負担があるかを理解しないと、コスト・ベネフィットの議論はできないのではないか」との意見が聞かれた。

られており、会計基準の開発に着手するか否かの検討が行われている。
予備的分析の概要
第78回リース会計専門委員会(2018年7月1日号(No.1516)情報フラッシュ(参照))で示された事務局の予備的分析をもとに審議された。

委員からの意見

委員からは、「オペレーティング・リースとファイナンス・リースの統一が高品質な会計基準となるかは懐疑的。注記の拡充という方向性もあるのではないか」、「利用者がみな、すべての会社のオペレーティング・リースをオンバランスしてほしいわけではなく、建設業などビジネスモデル上、オペレーティング・リースが多い業種についてオンバランスの対象としてほしい」ということといった意見が聞かれ、事務局からは、「オンバランスするとどのようなベネフィットが出るかの分析は重要」との回答があった。

合、その取引における株式を基礎とした支払のすべてにトピック718が適用されることになる。
測定日と公正価値測定
現行では、非従業員への株式を基礎とした支払については、「相手による履行についてコミットメントが成立した日」と「相手の履行が完了した日」のいずれか早いほうの日に「受領した対価の公正価値」と「発行した持分金融商品の公正価値」のいずれかのより確実に測定できるほうの金額で測定されていた。

改正後は、トピック718に従って、付与日に、持分金融商品の付与日の公正価値で測定されることになる。
また、本ASUは、トピック606(顧客との契約から生じる収益)で会計処理される契約の一部として、顧客への物品やサービスの販売とあわせて付与される報酬を効果的に提供するために使用された、株式を基礎とした支払には、トピック718を適用しないことを明確にしている。

リース会計基準開発の分析、検討—ASBJ

会計

去る6月21日、企業会計基準委員会は第387回企業会計基準委員会を開催した。

今回は、リース会計基準開発に関する予備的分析等について、審議が行われた。

リース会計基準開発の検討

日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みの1つとして、リースが取り上げ

国際会計

株式報酬に関するASU、公表—FASB

去る6月20日、FASBは会計基準アップデート(ASU)2018-07「株式報酬(トピック718)——非従業員の株式を基礎とする支払の会計の改善」(以下、「本ASU」という)を公表した。

本ASUは、FASBの「単純化のための改訂作業」の一環である。

サブ・トピック505-50の削除

現行では、「非従業員への持分を基礎とした支払(サブ・トピック

ク505-50)が規定していた非従業員からの物品とサービスを取得する取引での株式を基礎とした支払について、本ASUはトピック718の範囲に含め、その会計処理をトピック718にあわせ

た。
本ASUにより、サブ・トピック505-50は削除されることになる。そして、株式報酬の付与者が付与者自身の事業で使用する物品または消費するサービスを取得するための取引がある場

適用関係等

本ASUは、公開事業企業には2018年12月16日以降開始する会計年度とその中間期間から適用される。また、早期適用が認められている。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

| 日付 | 法規等 | 出所 | 備考 | 掲載号 |
|------------|---|-------|--|-------------------|
| 2018年6月15日 | AI・データの利用に関する契約ガイドライン | 経済産業省 | データの利用等に関する契約や、AI技術を利用するソフトウェアの開発・利用に関する契約を締結する際の参考として、契約条項例、条項作成時の考慮要素等を整理したもの。 http://www.meti.go.jp/press/2018/06/20180615001/20180615001.html | — |
| 2018年6月18日 | 修正国際基準公開草案6号『修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準)によって構成される会計基準』の改正案』 | ASBJ | IFRS16号「リース」を主な対象としてエンドースメント手続を実施するもの。コメント期限は2018年9月7日まで。 https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2018-jmis/2018-0618.html | 2018年7月1日号情報フラッシュ |
| 2018年6月18日 | 「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」の改訂 | | 金融商品会計基準の開発着手の可否について、意見募集文書の公表時期が6月から8月頃までに延期されている。また、リース会計基準の開発着手の可否について検討が開始された。 https://www.asb.or.jp/jp/project/plan.html | |

米中貿易戦争のアメリカ経済への影響

金融

市場の注目だった米朝首脳会談が6月12日に終わったが、軍事的危機の可能性もはらんだ米朝の対立関係は収束していない。ただ、対立解消に向かう道筋を付けようとする動きがみえ始めた点では、これまでより一歩前進したとみるべきだろう。

北朝鮮に替わって、アメリカとの対立が目立っているのは中国である。米朝首脳会談が終わるのを待っていたかのように、6月15日にアメリカは、中国から輸入している産業機械や電子部品など500億ドル相当の輸入品に対して25%の高関税を課すことを発表したので、中国は同じ500億ドルのアメリカからの大豆や乗用車の輸入品に、やはり25%の報復関税を課すことを決めた。これを知った米トランプ政権は、追加で産業機械や電子部品以外の中国からの2,000億ドル相当の輸入品に、10%の追加関税を検討するなどの対抗措置を取ることになっている。これに対抗し、さらに対抗措置を取る構えをみせている中国に対して、アメリカ側もその場合に2,000億ドルにとどまらない、さらなる追

加関税を課すという考えだ。

このように、米中ともに短期間にお互いに報復合戦を行うことを公言してはばからない状況になっている。さすがにここまでくると、アメリカ経済に対するマクロ経済面での影響が懸念される事態になっている。関税の引上げは、アメリカ国民からすると単純に増税である。さらに、アメリカの輸入総額

貿易摩擦が実体経済を悪化させる段階へ

証券

6月中旬から米中の株価が下げ基調に転じた。数日遅れて日本、欧州の株価も下げに転じた。NYダウは6月21日まで8日連続安となった。目下、世界の主要株式市場は同時株安局面にある。もっとも、日本は為替相場が円安へ動いた日には株高となり、この限りでは独自の動きを示した。

この株安の背景には、米中貿易摩擦が6月中旬から相互に関税引上げ実施をもたらしたことがある。世界貿易の縮小はほと

は約2兆3,000億ドルで中国からの輸入額は5,050億ドルであり、全体の約22%を占める中国が輸入相手国としてはトップである。その中国からの輸入額の最大で約9割に、25%ないしは10%の関税をかけるとなれば、アメリカの国内物価への波及は免れないだろう。

こうした点を勘案すれば、現在には需要が牽引する割合が比較的大きなアメリカ経済も、徐々にコストプッシュ型の色合いを強め、景気が減速するなかで物価だけが上昇する方向へ変化する可能性も否定できなくなる。

トランプ・リスクの現実化が世界の株式市場を覆ってきたが、世界経済、日本経済とも現段階では当初予想に沿った推移といえるようだ。世界経済の成長率が3%半ばと見込まれるのは、先進国の成長率は3%に達しない国がほとんどなのに、中国、インドの成長率が平均を大きく上回ると見込まれ、世界経済の成長率を押し上げる構造になっているからだ。

日本経済は成長率こそ低いながら、企業収益の水準は高く、雇用状況がよい。為替、円相場の動向に大きく影響される脆さはあるが、内需は強く、海外情勢の変動に耐えられる底力は相対的に強い。

これからアメリカ発の貿易摩擦の現実化によって、世界貿易の鈍化、世界経済の足踏みが必ずとも思われ、世界の株式市場はさらに揺さぶられよう。

昨年後半は、秋以降、予想外の世界同時株高が実現し、適温相場といわれた。しかし、今年は次々とリスクが表面化し、これから昨年の適温相場をもたらしたような経済実勢の改善は期待できそうにない。